2023年（令和５年）８月23日（水）第181号

建設職能新聞

一般社団法人
東京建設職能組合連合会
発行人　渡辺喜重
〒162-0843 東京都新宿区市谷田町2ー26
TEL 03(3268)6343 FAX 03(3260)1045
http://www.kenshoku.or.jp
メール:info@kenshoku.or.jp

主な記事

１面・第77回定時総会
２面・足場に関する労働安全規則改正
３面・建設業の時間外労働
４面・国保だより

一般社団法人東京建設職能組合連合会「第77回定時総会」

2023年５月26日(金) 午後２時からアルカディア市ヶ谷にて「第77回定時総会」が開催され、第１号議案から第５号議案が満場一致で可決されました。

【提出議案】

- **第１号議案：2022年度 事業報告**
- **第２号議案：2022年度 一般会計（特別会計含む）の収支決算報告**
- **第３号議案：2022年度終了に伴う監査報告**
- **第４号議案：2023年度 事業計画（案）**
- **第５号議案：2023年度 一般会計（特別会計含む）収支予算（案）**

加藤副会長が議長役に選任され、議事録署名者に樺澤氏（杉並建築組合）・髙井氏（大田緑地組合）の２名が選任され議事に移り、第１号議案・第４号議案を五十嵐職員、第２号議案・第５号議案を藤田職員が説明し、第３号議案の監査報告について神谷監事・吉田監事より報告があり、全議案が満場一致で承認されました。

最後に矢内副会長より閉会挨拶が述べられ、「第77回定時総会」は無事閉会となりました。

※提出議案の詳細につきましては連合会ホームページに掲載をしております

当日の会場の様子

開会挨拶をする渡辺会長

議長役の加藤副会長

閉会挨拶をする矢内副会長

2023年夏休み 親子バスツアー「マス釣り＆BBQ」を開催しました！

建設職能組合では2023年７月27日（木）に東京都あきる野市にある「秋川国際マス釣場」にて親子バスツアー「マス釣り＆BBQ」を開催しました。

会員の親子の方々総勢20名で市ヶ谷を出発し、現地到着後は午前中にマス釣りを体験し、お昼はBBQをみんなで楽しみました。

自分たちで釣り上げたマスをその場で焼いて食べるという都会では味わうことのできない体験をし、夏休みの貴重な思い出になる一日となりました。

【参加組合】 蒲田建築組合、月島建設業組合、代々木建設組合、麻布建設組合、国保組合事務局、連合会事務局

大自然の中での集合写真（秋川渓谷）

支部組合紹介 私が組合長です

東調布建築組合
宮田　邦徳

一般社団法人
東京表具経師内装文化協会
髙橋　晃一

大森建築組合
吉田登志夫
（監事）

愛宕建築職別組合
福田　勇

玉川建築組合
柿戸　義朗

大田緑地組合
髙井　修一

杉並建築組合
樺澤　幸夫
（理事）

蒲田建築組合
宇田川　暁
（理事）

大田建設職能組合
長谷川利夫

蒲田表具襖内装組合
林　慎一郎

蒲田畳業組合
小林　克浩

蒲田建具職組合
竹中　元春

連合会主催「日帰りバスツアー」2023年11月上旬開催予定

連合会では2023年11月上旬に「日帰りバスツアー」の開催を予定しております。

場所は長野県茅野市にある「御射鹿池（みしゃかいけ）」を検討しており現在計画中ですので、確定次第ホームページおよび支部組合に情報をお送りさせていただきます。

幅広い世代の方に楽しんでいただける内容を検討しておりますので、よろしくお願い申し上げます。

御射鹿池（長野県茅野市）

吉永小百合さんが出演したシャープ「AQUOS」のテレビCMに登場したことで一躍人気に！

建設業の事業主の皆さまへ

令和６年４月１日から時間外労働の上限規制が適用されます

平成31年４月１日、改正労働基準法が施行されました。

時間外労働の上限規制

時間外労働・休日労働をさせるためには、36協定の締結・監督署への届出が必要です。

労働時間・休日に関する原則

法律で定められた労働時間の限度
１日８時間及び**１週40時間**

法律で定められた休日
毎週少なくとも１回

▶ これを超えるには、**36協定の締結・届出**が必要です。（様式第９号の４）

建設業においても、時間外労働の上限が原則付きで法律に規定されます。（令和６年４月１日～）

これまで、建設業については、36協定で定める時間外労働の上限の基準（大臣告示）は、適用除外とされていましたが、令和６年４月１日以降、時間外労働の上限は原則として**月45時間・年360時間**となり、臨時的な特別の事情がなければこれを超えることができなくなります。

また、**臨時的な特別の事情**があって労使が合意する場合（特別条項）でも、以下の上限を超える時間外労働・休日労働はできなくなります。

- **時間外労働**が**年720時間以内**
- **時間外労働と休日労働の合計**が**月100時間未満**
- 時間外労働と休日労働の合計について、**「２か月平均」「３か月平均」「４か月平均」「５か月平均」「６か月平均」が全て１か月当たり80時間以内**
- 時間外労働が**月45時間を超えることができるのは、年６か月まで**

上記に違反した場合には、罰則（６か月以下の懲役または30万円以下の罰金）が科されるおそれがあります。

2023年度「新任組合長のご案内」

東調布建築組合
宮田　邦徳 氏（49歳）

建設業においては、労働災害件数は減少傾向にあるものの、今なお、年間およそ300人が死亡、また、およそ15,000人が死傷しています。

さらにこうした労働災害のうち、墜落・転落が原因であるのは死亡者の４割ほど、死傷者の３割以上を占めています。

過去にもさまざまな取り組みを行い、墜落・転落防止を図ってはいるものの、建設業における死亡災害でもっとも多いのが墜落・転落であることから、今回、下記の労働安全衛生規則改正案にいたりました。

労働安全衛生規則改正案について（諮問事項）

１　一側足場の使用範囲を明確化

主に狭あいな現場で使用される一側足場については、その構造上、安衛則に定める手すりの設置等の墜落防止措置が適用されないところ、一側足場からの墜落・転落災害が発生している（※）ことを踏まえ、本足場を使用するために十分幅がある場所（幅が１メートル以上の場所）においては、本足場の使用を義務付けるもの。ただし、つり足場を使用するとき、又は障害物の存在その他の足場を使用する場所の状況により本足場を使用することが困難なときは、この限りではないこととするもの。

（※）令和元年～３年に発生した足場からの墜落・転落による死亡災害56件のうち、８件が一側足場からのもの。

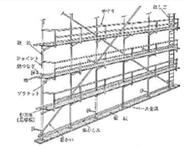

一側足場の例（(一社)仮設工業会より提供）

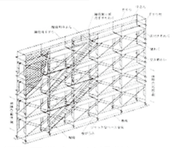

本足場の例（(一社)仮設工業会より提供）

２　足場の点検を行う際、点検者を指名することを義務付け

足場（つり足場を含む。以下同じ。）からの墜落・転落災害が発生している事業場においては、安衛則で義務付けられている足場の点検が行われていない事例が散見されていることを踏まえ、事業者又は注文者による足場の点検が確実に行われるようにするため、点検者をあらかじめ指名することを義務付けるもの。

３　足場の完成後等の足場の点検後に記録すべき事項に点検者の氏名を追加

事業者又は注文者が悪天候若しくは地震又は足場の組立て、変更等の後の足場の点検を行ったときに記録及び保存すべき事項（現行では当該点検の結果及び点検結果に基づいて補修等を行った場合にあっては、当該措置の内容）に、当該点検者の氏名を追加するもの。

４　施行日等

公 布 日：令和５年３月（予定）
施行期日：１については令和６年４月１日、２及び３については令和５年10月１日

後藤茂太氏（東調布建築組合）の「節約術」を大公開

現在、生活に関連する様々な物や光熱費の価格が上昇しており、私たちの生活を圧迫しています。このような中で私の家で実践している節約術をいくつかご紹介したいと思います。

その１【洗面所の節約術】

まずご紹介したいのは水道代の節約術です。洗面化粧台の下の扉を開けると給水と給湯のバルブがあります。そのバブルを少しずつ閉め、水とお湯の量を調整します。

こうすることで過剰な水の使用を防ぐことができ、節水へとつながります。冬場であればお湯の量を多めにしています。

その２【雨水タンクの設置】

右の写真のように雨水タンクを取り付けます。貯まった雨水を庭の花や植木に散水したり、非常時にはトイレを流す水としても利用できるので、節水だけでなく災害用としても非常に便利です。

※雨水タンクの設置には助成金が出る場合がありますので、詳しくはお住いの自治体にお問い合わせください。

解体・改修・各種設備工事を行う施工業者の皆様へ

「建築物石綿含有建材調査者講習」のご案内

建築物等の解体または改修の作業を行うときには、対象建築物等の石綿等使用有無についての調査が必要とされ、令和２年７月の石綿障害予防規則等の改正により、事前調査を実施するために必要な知識を有する者として、建築物石綿含有建材調査者が行うことが義務付けられました（石綿則第３条、関係告示）。

建築物石綿含有建材調査者は、建築物石綿含有建材調査者講習を受講し、修了考査に合格した者とされています。なお、施行は令和５年10月１日とされていますが、施行日までに講習を修了し、調査者を確保しておく必要があります。

１．建設業労働災害防止協会【建設職能組合加盟団体】が実施する講習

(1) 建築物石綿含有建材調査者講習（一般）
(2) 建築物石綿含有建材調査者講習（一戸建て等）

※一般建築物：一戸建て等を含むすべての建築物
　一戸建て等：一戸建て住宅および共同住宅（長屋を含む。）の住戸の専有部分。共同住宅の住戸の内部以外の部分（ベランダ、廊下等の共用部分）や店舗併用住宅は含まれない。

工事の対象	工事の種類	報告対象となる範囲
すべての建築物	解　体	解体部分の床面積80㎡以上
	改　修	請負金額税込100万円以上（材料費含む）

２．主な受講資格

(1) 石綿作業主任者技能講習修了者
(2) 大学において、建築に関する課程を修めて卒業した後、建築に関して２年以上の実務経験を有する者
(3) 短期大学において、建築に関する課程を修めて卒業した後、建築に関して３年以上の実務経験を有する者
(4) 高等学校または中等教育学校において、建築に関する課程を修めて卒業した後、建築に関して、７年以上の実務経験を有する者
(5) 建築に関して11年以上の実務経験を有する者
(6) 特定化学物質等作業主任者技能講習を修了した者で、建築物石綿含有建材調査に関して５年以上の実務経験を有する者

講習の詳細につきましては建設職能組合加盟団体の【建災防東京支部】にお問い合わせください（TEL 03-3551-5372）

蒲田塗装工業組合　高橋　一敏

東京建具協同組合　佐藤　秀明

昭南建設組合　斉藤　建一

大田区塗装業組合　田口　亨二

狛江建設組合　絹山　晃広

東京瓦事業協同組合　神谷　正博（監事）

八王子南多摩建築組合　池田　壮

北多摩建築組合　宮川　忠雄

江戸川土建組合　石田　照男

月島建設業組合　三上　義信

一般社団法人 早稲田建設業組合　加藤　良一

北区表具経師組合　金子　和幸

建設職能文京支部　小澤　芳明

本郷建築組合　百瀬　喬

東京都塗装工業組合　平野　孝夫

東京都瓦工事職能組合　藤井　禎夫

城東建築組合　斉藤　義明

江東建業組合　渡邊　正利

江東建築業組合　中原　松雄

麻布建設組合　河野　賢雄（理事）

六本木建築組合　三保谷昌弘

国保だより

国保組合事務局
TEL 03-3260-6441
FAX 03-3260-7534
建設職能国保

建設職能組合 第64回 臨時組合会開催

令和５年７月24日(月)午後２時から、ホテルグランドヒル市ヶ谷（新宿区市谷本村町）にて第64回臨時組合会を開催した。組合会議員20名（内、リモート出席３名）、理事・監事が出席し、第１号議案「令和４年度事業報告について」、第２号議案「令和４年度歳入歳出決算について」、第３号議案「令和４年度決算剰余金の処分について」審議し、原案どおり可決承認された。

令和４年度末の被保険者数は４，４７５人となり、前年度比で２６９人減少となったが、保険給付費においては前年度より４５，８７０千円増加しており、高額療養費については前年度より１５，０９０千円も増加している。また一人当たりの平均負担額も令和２年以降から増加傾向にある。このような現状を鑑み、令和５年度においては保険料の改定を実施することに至った。

保健事業においては、新たな施策として、令和３年度にコロナ禍で中止となった健康セミナーを開催し、また集団健診も初めて実施した結果、特定健診の受診率は38.４％と前年度比より５.６％増加した。しかし、国が定める受診率の目標値70％にはまだまだ遠く、被保険者の疾病予防、早期発見、早期治療に繋げるためにも、今後も受診勧奨に努めていく。

令和４年度決算剰余金については、前年度同様、全額令和５年度への繰越金とした。

当日の会場の様子（ホテルグランドヒル市ヶ谷）

令和４年度　歳入歳出決算

歳入歳出差引残高　５８９，０７３千円

（単位：千円）

歳入	国民健康保険料	842,482
	国庫支出金	647,466
	繰越金	625,960
	前期高齢者交付金	74,408
	都支出金	67,342
	高額共同事業交付金・その他	55,733
	合　計	2,313,391

（単位：千円）

歳出	保険給付費	1,068,500
	後期高齢者支援金等	280,290
	介護納付金	147,888
	組合会費・総務費	129,392
	高額共同事業拠出金	49,742
	保健事業費	30,422
	予備費・その他	18,084
	合　計	1,724,318

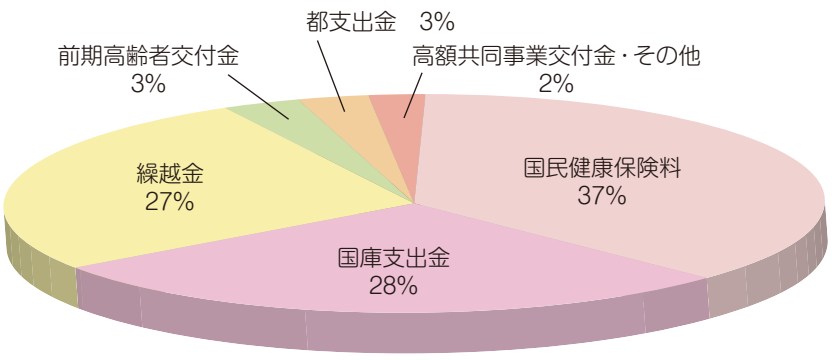

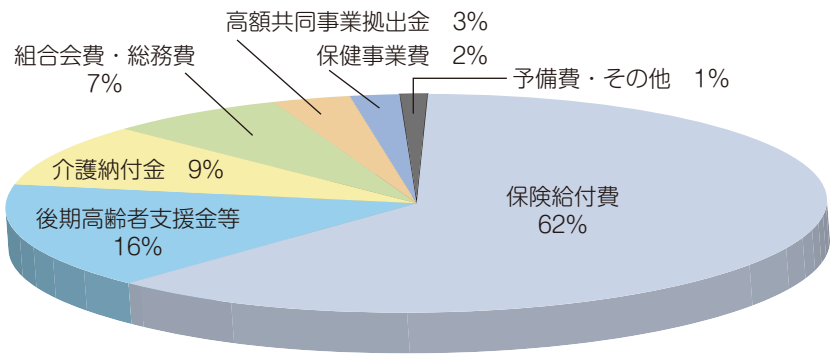

《加入者数》

組合員	2,112人
家　族	2,210人
後期高齢者組合員	138人
計	4,460人

（2023年６月末現在）

令和４年度　事業報告概要

被保険者数
（年度末時点）
組合員　2,176人
家族　2,299人
前年比較で269人減少

補助金の状況
療養の給付、後期高齢者支援金などの補助対象事業費に対し、国庫・都費補助金は約７億１千万円の収入となり、前年度より約１千百万円の増額となりました。

保健事業
- 特定健診受診者　1,074人
- 特定保健指導　16人
- 郵送がん健診（大腸がん検査・子宮頸がん）　224人
- 人間ドック受診者　299人
- インフルエンザ予防接種　403人
- 健康家庭表彰　140世帯（１年間無受診世帯にギフト券を贈呈）
- 出産した22世帯へ月刊誌を贈呈
- 救急絆創膏を全世帯へ配布
- 医療費のお知らせを１月に送付
- ジェネリック医薬品差額通知を年３回実施

国民健康保険料
支部と組合員の皆様のご協力で100%収納しました。

保険給付の状況
収支に一番大きな影響を与える医療費は１人当たり年間費用額で231,663円でした。

おしらせ

リーフレット「マイナンバーカードを健康保険証としてぜひお使いください！」を同封しています。この機会にぜひ登録・申込をご検討ください。

元気ハツラツ！ 健康セミナーを開催しました

７月７日（金）、アルカディア市ヶ谷にて今年度も被保険者の皆さまの健康意識を高めていただく機会として、健康セミナーを開催しました。昨年に引き続き健康運動指導士の寺田先生をお招きし、組合員及びご家族が参加しました。

「正しいウォーキングと継続するための身体作り」と題し、前半はインボディで測定した結果の説明や、正しいウォーキングと身体作りの為の基礎知識を座学で行いました。

後半は実際に会場内で、正しいウォーキングフォームをご指導頂きながら歩いたり、またヨガマットを用いた筋力運動を教えて頂きました。

参加者の皆さまからのアンケートでは、ご好評をいただき、来年度も開催予定ですので、是非多くの方々のご参加をお待ちしております。

当日の会場の様子

高齢受給者証を更新しました

70歳以上の方が発行の対象となる、高齢受給者証を８月１日に更新しました。医療機関を受診する際は、保険証、高齢受給者証の２点をご持参のうえ、窓口にご提示ください。

医療機関の窓口でのお支払いが高額になりそうな時は…

下記の赤枠内に該当する方は「限度額適用認定証」等を保険証、高齢受給者証と併せて医療機関等の窓口に提示することで、１ヵ月の同じ医療機関でのお支払いが自己負担限度額までとなります。「限度額適用認定証」等の発行をご希望の場合は、申請が必要なため、所属の支部組合までご連絡をお願いいたします。

高齢受給者証といっしょに以下の通知が届いた方
・「国民健康保険限度額適用認定証」の申請手続きについて
・「国民健康保険限度額適用・標準負担額減額認定証」の申請手続きについて

※上記赤枠内に記載されている通知が届いていない方は、保険証と高齢受給者証の２点のみのご提示で１ヵ月の同じ医療機関でのお支払いが自己負担限度額までとなります。

ただし、マイナンバーカードの健康保険証利用を申し込みされている方が、オンライン資格確認に対応している医療機関を受診する場合には、原則、各種証の提示は不要となります。
この機会に、マイナンバーカードの健康保険証利用を是非ご検討ください！

支部組合紹介　私が組合長です

首都圏建築組合　黒川　修（理事）

世田谷中小建設業協会　持丸　純也

東京都畳工業協同組合　福田　友郎

京浜工業塗装協同組合　黒坂美喜雄

練馬建設事業組合　黒田　國男

一般社団法人西部建設厚生協会　植島　清春

城南建設組合　宮澤　正倫

東調布建設組合　宮崎　肇

小岩建築協同組合　川上　行男

東京造園業組合　榎本　好男

一般社団法人代々木建設組合　名越　実